

公共建築物等における宇治田原町内産木材の
利用促進に関する基本方針

宇治田原町

平成26年3月

公共建築物等における宇治田原町内産木材の利用促進に関する基本方針

平成26年3月策定

第1 趣旨

この基本方針は、京都府内産木材（以下「府内産材」という。）の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき策定された、京都府の基本方針「公共建築物等における京都府産木材の利用促進に関する基本方針」に即して、法第9条第1項の規定に基づき、町内の公共建築物等の整備において宇治田原町内産木材（以下、「町内産材」という。）の利用を促進するため必要な事項を定める。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義

本町が公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する住民の理解を深める。

1 木材の利用促進の意義

木材は、再生産可能な資材であり、木材の需要を拡大することは、森林の適正管理や林業・木材産業など地域経済の活性化につながり、森林が有する多面的機能の持続的発揮と資源循環型社会の形成に役立てることができる。

木材は、断熱性や調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りや木目の癒し効果、木肌のぬくもりが、快適な住環境の形成に役立つ素材である。

また、木材は生産・加工時のエネルギー消費が小さく、公共建築物等への利用によって長期間にわたり炭素が貯蔵され、地球温暖化防止への貢献が期待できる。

2 公共建築物等における木材の利用促進の効果

公共建築物等は、広く一般住民の利用に供されるものであり、本町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、住民に対して木との触れ合い、木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

特に、本町内で生産・加工された木材の利用促進により、地域における森林管理や経済活動の活性化を促進できる。

第3 町が整備する公共建築物等における木材利用促進の基本事項

公共建築物等の整備においては、可能な限り「木造」又は「木質製品」とする。

ただし、以下に掲げる構造上、法令等により木造化・木質化の困難な①から③の場合は除く。

- ①防火地域及び準防火地域において、建築基準法等の規定により木造化・木質化が困難な場合
- ②建築物等に求められる強度、耐火性、耐震性、耐久性等の性能を満たすために、構造計画やコストの面で木造化・木質化が困難な場合
- ③災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、屋外で一般住民が使用する施設など、当該建築物等に求められる機能等の観点から、木造化・木質化に馴染まない又は木造化・木質化を図ることが困難な場合

1 木材の利用促進を図る公共建築物

町内の庁舎のほか、町立の教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、医療施設等の住民が利用する機会が多い公共建築物や町営住宅を対象とする。

2 土木工事

本町が実施する土木工事又は公共建築物、公園などの外構工事における各種資材及び仮設資材を対象とする。

3 その他

町有施設における机、椅子、書架などの調度品、文具などの消耗品を対象とする。

4 町内産材の定義

原則として本町域からの搬出経過のわかる木材とする。

5 府内産材の定義

原則として「ウッドマイレージCO₂認証木材※」とする。

※ウッドマイレージCO₂認証木材

「京都府産木材認証制度」により、府内産材であることや輸送時に排出された二酸化炭素（ウッドマイレージCO₂）の削減量が証明された木材

第4 町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

本町が整備する下記の施設は、可能な限り木造とする。

また、木造で整備する施設はもとより、RC構造などの非木造の施設においても、内装の木質化を可能な限り推進する。

- ①学校施設（小・中学校）
- ②社会福祉施設（保育所等）
- ③医療施設（保健センター、診療所等）
- ④社会教育施設（文化センター等）
- ⑤警察施設（交番）
- ⑥消防施設（消防署、消防団詰所等）
- ⑦住宅施設（町営住宅等）
- ⑧公園施設（管理棟・案内所等）
- ⑨農林水産業関連施設（林業センター等）
- ⑩商工業関連施設（商工センター等）
- ⑪庁舎
- ⑫その他①～⑪に類する施設

2 土木工事

本町が実施する下記施設の整備については、土木工事又は外構工事での各種資材及び仮設資材などで、町内産材または府内産材・木製品を可能な限り使用する。

- ①農林水産業関連施設
- ②道路施設
- ③公園施設
- ④河川施設
- ⑤外構施設
- ⑥その他①～⑤に類する施設

3 その他

町有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品の調達可能なものについては、可能な限り町内産材または府内産材を使用した木製品とする。

第5 民間での木材利用拡大

民間での木材利用の取組を拡大するため、民間が整備する建築物について、関係団体等の協力を得て、建築計画の情報収集や木材利用の働きかけに努める。

民間での木材利用を促進する建築物は、広く住民に利用され、住民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高いと認められる公民館、社会福祉施設（老人ホーム、幼稚園等）、診療所や住民の目に触れる機会が多く展示効果が高い建築物とする。